

世代交流事業助成実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、村上市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、人口減少や少子高齢化により、核家族化や高齢者のみの世帯が増加し、地域のつながりが希薄化する中で、子どもから高齢者までの多世代が交流することで、顔の見える関係を築き、住民同士が支え合える誰もが住みよい地域を目指すことを目的に助成を行う。

(助成の対象団体)

第2条 助成の対象団体（以下「申請団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自治会（区）単位で事業を実施する団体
- (2) 市内小・中学校区単位で事業を実施する団体
- (3) その他、社協会長が認める団体

(助成対象経費)

第3条 助成対象事業は、世代交流事業の推進を目的に行われるもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、伝統文化の継承を目的とした事業（祭礼、盆踊り等）は、対象外とする。

- (1) 昔の遊びやレクリエーションを通じてふれあう交流事業
- (2) 手作り料理等を通じてふれあう交流事業
- (3) スポーツ等を通じてふれあう交流事業
- (4) その他、社協会長が助成を必要と認めた事業

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、申請団体が対象事業を実施するために直接要する経費であって、別表に定めるものとする。

(助成金の条件)

第5条 助成限度額は2万円とする。申請は、年一回限りで、同一の団体に対する助成回数は、通算して3回を限度とする。

(助成金の申請)

第6条 助成を受けようとする申請団体は、世代交流事業助成申請書（様式第1号）を社協会長へ提出する。

(助成の決定)

第7条 社協会長が前条の申請書を受理したときは、その内容を審査して助成の適否を決定し、世代交流事業助成決定通知書（様式第2号-1）または世代交流事業助成却下通知書（様式第2号-2）を申請団体へ通知する。

(事業の報告)

第8条 助成を受けた申請団体は、事業終了後、1ヶ月以内に世代交流事業実施報告書(様式第3号)及び必要書類を社協会長へ提出する。

2 申請団体が助成内容を変更しようとする時、または事業を中止、もしくは廃止しようとする時は、世代交流事業内容変更書(様式第4号)を提出しなければならない。

(助成金の返還)

第9条 助成を受けた申請団体が、災害その他、特別な事由による場合を除くほか、正当な理由なく次に掲げるいずれかに該当する時は、助成金の全額又は、一部を返還しなければならない。

- (1) 助成対象事業を実施せず、または実施する意思が認められないとき
- (2) 助成対象事業を中止し、完了する見込みがないとき
- (3) 助成金を目的外に使用したとき

附則

別表（第4条関係）

1 助成対象となる経費

項目	詳細
事務消耗品費	コピー用紙、インク、マジック等
備品購入費	ボール、ラケット等
材料費	資材材料費、食材料費、飲料代（アルコール類は除く）
使用料・賃借料	会場使用料、用具賃借等
保険料	活動保険料
講師謝礼	講師謝礼

2 助成対象外の経費

- (1) 団体の運営費（人件費・会議費・旅費交通費等）
- (2) 建物に設置する常設の備品（エアコン・AED等）
- (3) 事務機器の購入費（デジタルカメラ・パソコン等）
- (4) 事業に関連しない物品の購入費